

青森・岩手県境不法投棄事案 情報交換会

- 1 日時：平成14年11月6日(水)18時から
- 2 場所：田子町上郷公民館
- 3 出席者：青森県環境生活部 福永次長、
 " " 県境不法投棄対策チーム 鎌田参事
 " " " 山田副参事、大日向総括主幹
 " 農林水産部構造政策課 岩淵参事 他
 田子町 中村町長、
 " 民生課 中澤課長 他

中澤課長： 皆さん、おばんでございます。
 定刻からちょっと10分ほど過ぎましたけども、ただ今から「県境不法投棄事案に係る情報交換会」を開会致します。
 まず開会にあたりまして、田子町長の方から、ご挨拶を申し上げます。

中村町長： 随分と寒くなって参りました。そして皆さん方は、何かとお仕事をもっておられる方々でございまして、その点では、大変お疲れの中だと思えます。そういう中で、今回の県境不法投棄事案に関わる情報交換会というものを開催するにあたりまして、この様にご出席を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げたいと思えます。

また、県の方からは、随分とこの様な夜分にかなりの時間も経過すると思えますが、こうしてお出でになりましたこと、これまた感謝を申し上げたいと思えます。皆さん方が、この様な県境の不法投棄問題に対し、深い関心を寄せながら、そしてその問題解決に大きな活動をなさっておりますこと、これまた大変有り難い事だなと考えております。その様な事柄が、幾らかでも反映されたものだろうと思えます。随分と県境不法投棄問題というものが、進展をしてくている事は事実だと思っております。

これからが本当にどうやっていけばいいのか、色々な、また大きな難問というものが出て参ると思えますが、こうして、拡散防止対策を講じながら、そしてまた、汚染水の、幾らかでも処理というものに、一つの対策というものが講じられるようになったという事自体が、私は大きな進展であろうと思っております。この様なお互いの情報交換会というもの、今までただ単なる説明会というものと違った、お互いが意見を出し合いながら、そういう諸問題に対する取り組みというものが出来ていくなれば、これは自ずからそこには解決の道筋というものが出来てくるものではないかと。そういう事を考えますと、この情報交換会なるもの、これ自体も大きなまた進展ではないかと考えております。

どうか皆さん方は、色々ご意見もあらうと思えます。お互いが、これまでの調査結果なり、それぞれの対応の仕方なり、お考えを出してもらえれば、これまた大変幸いなるかな、そう感じております。

どうか、お互いが良き意見というものを出し合いながら、前へ進んでいきます事を心からご期待をし、そして皆さん方の真剣なるご参加によります協議というものを、有意義なものになってもらえれば、そう願いながら、粗辞でございますが、私の挨拶にかえさせていただきます。

本当に今晚はご苦労様でございます。

中澤課長： 次に青森県環境生活部、福永次長からご挨拶申し上げます。

福永次長： どうもおばんでございます。県の環境生活部の次長をしております、福永でございます。情報交換会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、ここにお集まりの町の皆さん、お忙しい中、また特にこの時間帯という事になりますと、本来であれば、家族で団欒している時間であると思いますが、その様な大変貴重な時間をさいてここにお集まりにご出席頂いた、という事については、深くお礼を申し上げたいと思います。

また、町長さんをはじめ、町の役場の職員の皆さんには、この会の開催のために、様々なご尽力を頂きました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

本事案につきましては、県の方としては、皆様に対して、説明会、地元の説明会を既に3回。それから現場視察を1回開催しております。

また、去る7月17日には、岩手県と合同で二戸市民の皆様にもここに集って頂いて、合同の説明会を開催した、というところでございます。

今日のこの情報交換会の主旨は、先ほど町長さんからもお話ございました。これまで、皆様の中から、県がこれまで行ってきた調査結果などについて、どうも十分に理解出来ない点もある、という声もございます。また、県としてもこれから原状回復に向けた対策を進めていくにあたって、皆様の理解を得ながら、効果的に進めていくためには、地元の皆さんとの自由な意見交換を通して、お互いに情報を共有する事が必要だと考えて、この会を開催することとしたものでございます。

今回の情報交換会の開催につきましては、田子町の役場の方を通じまして、皆様にお知らせしたところでございますが、皆様の方からは行政責任についての当事者としての見解とか、あるいは最近新聞報道もなされております、農地転用の許可の際の問題、不法投棄監視員の報告に対する県の対応などについても、説明を求めたい、というようなお話もございました。

この県境不法投棄事案に対する県の対応などにつきましては、去る7月17日に開催されました、合同の住民説明会の際の資料として、皆様の方にも提出しております、経緯表、これに記載されておりますが、住民の方、あるいは従業員の方々からの苦情、情報に基づいて調査をしたり、事業停止命令をかけた期間中の監視、あるいは早朝・夜間の集中監視、本庁職員による立ち入り検査など、当時は出来る限りのことはしたというふうに考えております。結果として、この様な大規模な不法投棄となったことについては、大変残念でございます。また、住民の皆様にも多大な不安を与えている、という事については、深刻に受け止めております。

今後は、皆様のご理解を得ながら、一日も早く皆様の不安を解消するよう、取り組んでいくことが行政の責任であると考えております。

皆様ご存じのとおり、本事案における行政上の問題、それから責任、これらの点を明らかにするために、弁護士、あるいは大学教授、あるいは一般県民の方など、5名による第三者で構成する、検証委員会が設置されたところがございます。第1回の検証委員会におきましては、同環境生活部に対して、当時の状況、あるいは県の対応、などについて説明を求められたところがございます。その際、資料を提出して説明をしたところでございます。

農地転用の許可につきましては、この後農林水産部の担当者の方から説明をして頂きます。また、その時、監視員の報告に対する対応、この問題につきましては、県境不法投棄対策チームの担当者から、当時の状況について詳細を説明させます。

本日の会合は、皆様からご要望のあったこれらの事について、担当者から説明した後に、原状回復にかかる基本計画、これまでの調査結果、及び汚染水の緊急対策につきまして、意見交換を行いたいと考えておりますので、皆様の活発なご意見をお願いしたいと思います。

県としましては、今後とも積極的に情報を公開し、皆様の理解を得ながら、原状回復に向けた対策を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞ皆様のご協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞ宜しくお願い致します。

中澤課長： 有り難うございました。

本日は、皆様の方に既にご案内の通り、これまでの県の調査結果、原状回復に係る基本計画、汚染水緊急浄化対策等につきまして、情報交換・意見交換を予定しておりますが、ただ今福永次長の挨拶にもあった通り、最近新聞報道されております、農地転用許可、及び不法投棄監視員の報告の対応につきまして、県の説明を求めたい、という声もございましたので、説明をお願い致したいと思っております。

まず、県の農林水産部の方から、農地転用許可の経緯の説明をお願い申し上げたいと思っております。

農林水産部：おばんでございます。私は、県の農林水産部構造政策課長の岩淵と言います、宜しくお願いしたいと思います。

農地転用関係の事務は構造政策課という所で担当しております。本日は、構造政策課の今、佐藤でお邪魔しております。皆様からのご要望もございまして、農地転用の関係の経緯等についての説明のご要望がございました。新聞報道もございましたので、早速でございますが、まず経緯等の方からご説明したいと思っております。

当該土地の農地転用の許可の申請は、平成4年7月10日付けで、三栄化学工業(株)の方から、田子町の農業委員会を経由致しまして、県の方に提出された、という事でございます。申請地が田子町茂市字川の倉でございます。現況地目は、牧場、それから台帳地目牧場という事で、転用面積が1万8,842㎡という事でございます。転用目的と致しましては、産業廃棄物の中間処理場。いわゆるパーク堆肥の製造施設。それから最終処分場等の施設用地という事でございます。当該施設用地につきましては、3施設合わせて1万2,400㎡。その他、管理道路とかございまして、トータルで1万8,842㎡という事でございます。

三栄化学工業(株)の方から、農地転用の許可申請がなされまして、まず田子町の農業委員会の方から、8月21日でございますが、不許可相当の意見書が添付されて、県に進達されております。その中の田子町農業委員会の意見の主なもの、これはいわゆる許可基準の項目毎に、意見が記載されてくるわけでございますが、当初は転用目的につきましては、処分場が設置された場合等は、環境保全を破壊される恐れがあるとか、処理施設としては不相当だと。完熟パーク堆肥の生産という事であがっているが確実性に疑問がある、等々のご意見でございました。

県の方では、こういう進達文書を受けまして、地元農業委員会の意見、確かに不許可相当という事でございますので、県の方ではこの取り扱いに検討致しましたが、苦慮致しまして、県の農業会議、それから田子町の農業委員会さん、今は構造政策課でございますが、当時は農村振興課という課で所管しております、この三者が集りまして、色々協議致しました。

その中で、いわゆる農地法という所の農地転用許可に関する許可基準。これが国の方の通達と言いますが、これによって10項目程度示されているわけですが。この農地転用許可基準から見て、個々の項目について、いわゆる農地法上の判断。具体的な判断をした上で、色々検討したい、という事で協議結果になりました。再度田子町農業委員会さんの方で、具体的な検討をして頂きました。

これを受けまして、平成4年11月21日、田子町の農業委員会さんの方から、農地転用の許可基準について、具体的な検討をするも総合意見と致しましては、再度不許可相当というご意見でございました。その際の、具体的な許可基準、項目に対する意見としては、転用目的につきましては、環境保全を守るためには、処分場設置については不相当である。それから農地の区分、転用する農地の区分、あそこは第二種農地という事でございまして、農地の区分については、転用適当であるけども、先ほど言った目的について不相当であると。

それから、事業の内容については、確実性は認められるだろうと。計画面積についても、県の裁量に委ねる等々のご意見がございました。

こういう町の農業委員会さんの意見書を受けまして、県の方も具体的な基準項目に当てはめて、いわゆる通達の基準、考え方に当てはめまして、色々検討した結果、同じ平成4年12月18日でございますが、県は県の農業会議に對しまして、本案件に関わる転用許可について、諮問致しました。県の農地転用の許可にあたりましては、県の農業会議の意見を聞く、という制度になってございますので、農業会議の意見を徴したわけですが、同会議からは異存がない旨、という事で答申がなされております。

県と致しましては、この答申等を受けまして、平成4年12月28日、農地転用の許可をしたという事でございます。県として農地転用の許可をした考え方ですが、まず農地転用の許可の前に、当該地域は農業振興地域整備計画でいう所の、農用地区域でございます。農振の除外手続きが必要な土地でございまして、これにつきましては、農地転用事務に先立ちまして、平成4年6月16日付けで、町からの計画変更の承認認可申請に對しまして、県の方で認可している、という状況が一つございました。

それから先ほどもご説明致しましたけども、県の農業会議からの答申と言いますか、お答えも異存がない、という回答でございました。

先ほども申し上げましたが、申請目的の実現の確実性だとか、転用面積の規模の適正。用排水への影響だとか、いわゆる転用許可基準について、具体的な検討を致しまして、一応、許可基準は充足している、という事、もう一つございまして、平成3年3月15日でございますが、町と事業者との間で、環境保全に関する協定書が締結されております。これらを、この協定の締結によって、公害防止等の措置が図られるだろうと、これら3点ですが、これらを総合的に勘案して、検討致しまして、許可相当として判断したものでございます。

ただ今ご説明致しましたけども、転用許可基準というものが、農地転用の場合、国の方から示されておりました。当時は、通達でございます。現在は、少し制度が変わりまして、これは、許可基準については、法律、法令で具体的に書かれております。当時、通達ではございましたけども、一つは転用目的、それから農地の区分と転用目的。それから、転用目的の実現の確実性、計画面積、位置、用排水への影響、被害防除、離農措置、転用する事によって農業から離れざるを得ない人が出てきた場合の措置等々でございます。一時転用なのか、転用敷地内に道路だとか、水路があるかとか、許可基準がございまして。一つの転用目的につきましては、国民生活の安定上、必要性に乏しい施設とは言えない、という事で、転用目的として不適当な事案には該当しない。農地区分につきましては、第二種農地に準ずる採草放牧地であって、転用は適当である。等々の判断を致して、許可相当という判断をしたところでございます。

先ほど、司会の方からちょっと新聞報道のお話もございましたけども、当初、許可申請書が中間処理施設、それから最終処分場、浸出水処理施設という事の許可申請だったのが、提出された事業完了報告書は、中間処理施設と浸出水だけの記載しかないのではないかと、というような報道がございましたが、この点につきましては、平成6年8月31日付けで、県知事宛てに農地転用許可後の工事完了報告というものが、田子町の農業委員会に提出され、その後、同委員

会では、9月5日付けで県に当該完了報告書を進達しているというような状況でございました。

その間の3施設から2施設等々の完了報告にあった、という事に関しては、この間、当時の関係者等に聞き取り調査等をして、事実関係の調査を行っている最中という事でございます。

以上、農地転用に関しましては、その様な経緯、考え方で許可相当、という判断をしたという事で、ご理解を頂きたいと思っております。

説明は以上でございますが、ご質問等ございましたら、どうぞ。

中澤課長： もう一つ、不法投棄監視員の報告の関係を説明していただいた後に、まとめて質問をお受けしたいと思っておりますので、先に不法投棄監視員報告関係の説明をお願い申し上げます。

鎌田参事： おばんでございます。

9月9日から田子町、あるいは二戸市の県境不法投棄というものを専門に調査し、今後の原状回復をどうするか、どういうやり方が良いのか、という事を検討するために組織を強化して、独立させて、今、県境不法投棄対策チームというものが出来まして、そこのチームリーダーとなりました鎌田でございます。どうぞ宜しくお願いします。

先般、新聞報道にありました、不法投棄監視員からの報告、というものについて、そのてん末、あるいはそういう事がなかった、色んな事についてご報告を申し上げたいと思っております。

一つは、経緯表の中に、7月に行われました両県合同の住民説明会で示しました、経緯表の中に、不法投棄監視員からの報告の事実が記載されてなかったという事がございます。これについては、まず一つ書類の動きというものの、県の書類の動きをご説明したいと思っております。

ここの不法投棄に関する起案とか、あるいは復命書、報告書、そういう書類については、平成8年度までは三戸保健所というものが、平成8年度までは三戸保健所の中に保管されておりました。9年度からは、今度は三戸保健所が八戸保健所に統合になりまして、9年、10年というのは、この書類が今度は八戸保健所に保管されておりました。その後、11年度から廃棄物の関係が、八戸環境管理事務所に事務移管となったという事で、その書類関係は11年度から八戸環境管理事務所で保管しているというような書類の動きがございました。経緯表を作成するにあたりまして、我々は三栄化学工業に関する全ての書類というものを本庁の方に引き揚げて、整理し、経緯表を作ったわけでございます。

今回の不法投棄監視員からの報告書につきましては、今回の監視員の、他の田子町の不法投棄に関する報告書とか、それから県内72名の不法投棄監視員の方がいらっしゃいますけれども、その方々からの報告書と一緒に、三栄化学工業の綴りとは別の綴りで、綴っておったわけです。そのまま、八戸の環境管理事務所にその報告書が残っていた、という事が事実でございます。

そういう状況でございますので、実際報告書の存在というものを見落としてしまったという事でございまして、このことについては、非常に申し訳ないと思っております。

今、他にも住民から情報とか苦情、そういうものがあって、経緯表に記載されていないものがないかどうか。今点検をしております。修正した経緯表というものを何らかの形で出来るだけ早く、皆様の方に提供したいと考えております。

報告書が出ていて、何故すぐに保健所、あるいは県が対応しなかったのか、という事でございますが、これはここの三栄化学工業に関しましては、平成8

年 11 月に 30 日間の業務停止命令というものをかけております。それをやった後も、色々な情報とか、苦情が寄せられておりました。そのため、平成 9 年度には 7 月頃になりますか、経緯表に書いてありますが、4 日間の集中夜間監視を行ったり、あるいは 10 年度には 5 月、6 月、7 月、9 月と、4 回にわたって現場周辺の沢水の調査、あるいは中にあります管理型の最終処分場からの放流水の水質調査、というものを実施してきて、何か不適正な所がないか、という事で監視してきたわけでございます。

こういうような状況の中で、平成 10 年 11 月 9 日に監視員の方から、三栄化学工業の不適正処理を含む、いわゆる田子町内の不法投棄事案の報告書が提出されております。本来ならば、その情報を見てすぐ現地調査という事になるわけですが、今までお話ししたように、色んな調査をして参りました。また、三栄化学工業は、いわゆる要注意事業所という事で、調査・監視、そういうものを継続して参りましたので、この様な一連の中の一報告ということで、認識しておりましたために、監視員からの情報があったからと特別の対応をしなかった、という事が事実でございます。今までの経緯をご報告させていただきました。

それからもう一つ、先般の検証委員会の方が、こちらにお見えになって、住民の方とお話になった時に、9 月 17 日に提出された 20 の公開質問状。これについての回答がまだきていない、対応が遅いのではないかと、という事でございますが、この事については、現在、今月一杯を目途に、文書で回答したい、という事で作業を進めておりますので、そのへんはご理解頂きたいと思っております。

以上でございます。

中澤課長： 有り難うございました。説明が終わりましたので、皆様の方からご質問等がございましたらどうぞ。マイクを回しますので一応マイクでお話頂ければと思っております。

住民： 農地転用のことについてですが、ある意味、仕事はずっとやってらっしゃるんでしょから、よく分かってらっしゃるんでしょから。私達一般素人が聞いて、農地転用の許可基準、それからそれを許可した判断基準というものが、今の説明ですと、正直申し上げてさっぱり見えてこないのですよね。これこれ、こういう理由で一度農業委員会で蹴ったもの、だけれども、こういう理由だ、という強い根拠がないことには、普通覆せないはずだと思うのですが。そのへんの説明をもう少し突っ込んでして頂けますかね。

もう一つ、農業委員会からあがって、更にまた農業委員会に戻って、こういうキャッチボールみたいなものは、結構あることなのですか。私はよく知らないのですが、そのへんも聞きたいのですが。

農林水産部： まず最初の具体的な許可基準の判断ですが。

まず施設につきましては、廃棄物処理施設、それからパーク堆肥生産施設につきましては、国民生活の安定だとか、経済の問題だとか、という事で、許可出来ない施設ではない、という判断が一つあります。

それから、目的実現の確実性というものが許可基準なのですが、当該施設につきましては、従前から旧施設がございまして、大体、手狭になってきた、という状況があって、遅れることなく申請目的通りに、そういう転用目的の施設に供すること、というのは確実であろうと。それから、その前に、平成 3 年 1 月 9 日付けで、廃棄物処理法に基づく許可、中間処理施設の許可を得ている。それから、その前に農振除外手続きもしている。それから、いわゆる資金の面ですね。施設を設置するための資金の面。これにつきましては残高証明とか、付けることになっているのですが。これも付いてきている、という事で、転用

許可はしたけども、施設が建たなかったという事にはならないだろう、という判断が一つ、まずございました。

それから計画面積が、無駄な面積をやっていないか、という話、これも許可基準なのですが。大体、既存の施設とほぼ同程度の施設の設置を予定するという面積でございました。また、先ほどもお話をしたのですが、町との環境保全に関する協定書で定められた施設の面積、これが範囲内であったということ等から過大な面積の転用とは認められないという判断をしております。

それから位置でございますが、申請に関わる土地というものは、いわゆる事業者の代表者の源新さん個人の所有する土地でございます。その周辺も原野とか、広がっております。そういう意味合いから、農業生産に及ぼす影響は少ないだろうと、位置的には。

また、当該農地転用の許可申請には、その隣接の土地の所有者の同意も得ている、というようなこともございました。

それから用排水につきましては、県の方でも何と言いますか、当時下流域の水質検査を実施しておりますその水質検査の結果も異常がない、という数値でございました。処分場から出る浸出水と言いますか、水の関係ですが、これは浸出水処理施設で薬品処理をして、無菌状態にして地下に浸透させるというような計画でございましたので、直接浸出水については、農業排水路等に放流されるものではない、という事でございます。

それから、被害防除ですが、例えば、公衆衛生上の問題との許可基準でございます。これにつきましては、平成元年当時、千葉の生ゴミ等の問題を抱えた事業者ではございますが、事業者自ら大体1ヵ月ないし2ヵ月ですか、その程度の割合で自主的に施設付近の沢水の水質検査を実施する、という事になっていくという判断で許可基準上は許可相当という判断をしたという事でございます。

2点目のキャッチボールがあるかという事でございますが、確かに地元の意見が、例えば許可相当であれば、県の許可基準の判断で許可相当と合致すれば、問題なく許可になるのですが、地元の農業委員会さんとの意見が食い違えば、それを全く無視してやってしまう、という事は、県としてもこれまでもやってきておりませんし、色々協議しながら、判断をしていく、という事でございます。しょっちゅうキャッチボールという事ではございませんが、年数件程度でございます。

以上でございます。

住民： 今のは、許可基準を聞いていても、非常に消極的なあれですよ、根拠になっていきますよね。これだから、という強い積極的な根拠で、それを許可した、というふうには、とてもじゃないですが、受け止められないですよ。正直なところは。多分、大方の人はそう思うと思うのですが。

はじめにもう目的があって、後で手段を色々やっているのではないかと、勘ぐられてもしょうがないと思いますよ。

2点目の所ですが、地元の意向が出ているのに、地元の意向というのは何ですかね、それじゃ。農業委員会の意見というのは、単なる付け足しですか。意味がないですよ。

それと町の協定書というのはあるのですが、そのへんがよく分からないのですが、行政の方で農業委員会と町の協定というのが、全くリンクしないで動いていたのかどうなのか。これをちょっと町長にお聞きしたいのですが。昔のことですから、お分かりにならないでしょうけども。もし分かる程度でいいのですが、お願いしたいのですが。

農林水産部： お話の言っているのは、積極的な根拠のお話ですが、農地転用の許可自体

が、県の方で積極的に、こういう事業をやれとか、そういう制度ではなくて、一方でいう農地法は、農地を守る、というあれがございます。もう一方では、国民経済活動の問題もでございます。そこらへんの調和を図るといふ、今の事例を見ると非常に難しい事例もでございます。そういう意味で、積極的に農転の許可をして、バーク堆肥をしるとか、という事ではなく、やはり事業者が事業計画を持って、こういう計画をやりたいので農地転用して欲しいと、それについて、県としては農地を守る立場から農地を非農地化する事が良いのかどうか。そういう判断という仕組みなものですから、おっしゃるような形ではいけない、という事でございます。

中村町長： 農地関係の内容というものは、それは平成何年の時点のお話なのか、私もちょっと分かりませんが、その協定書が確かに作られておいた。それは、私が町長になったのが平成 10 年からでございます。そういう中で、協定書が、私自身内容を見ておいたわけでもございません。何とかして、そういうものに目を通さなければならない。そういうものがあるのかな、という話から、それに目を通しましたし、農業委員会との連携というのは、どうも私が町長になってから、それはちょっとないわけでございます。

町の協定書が、云々という事ではなしに、私は県の農業会議というものが、自らが判断をして、そこに示された基準というものがあるのであれば、それに照らし合わせて、やるべきものであると。そういう時点で、しからは県が町に対して何かを言ったのか。という事になると、私は正直言って、覚えておりません。私が町長になってからであれば、ある程度のことは分かると思いますが。何か聞いているかという、以前の話のように私はその当時は何ら町にも、公的な面にも関係はしておりませんので、その点は、ちょっと答えにならないと思いますが分からないのが実態でございます。

住民： 多分分からないだろうと思ったのですが、これから勉強して下さい。
やはり町長たるもの、やはり以前のことは言え、そのへんまで詰めて立派なブレンもいらっしゃることですし、情報は収集しなければいけないと思います。私は以前関わっていなかったから、関係ない。それじゃ町長として、ちょっとどうかなと思います。
それとさっきの県の方の事業者自体が水質を調べていたとか、それこそ泥棒に追い銭じゃないですか。そんな事で納得出来るわけじゃないです。
以上です、私の意見は。

住民： 宜しいですか。
農地転用の件については分かりましたけども。その中で、処理施設を 3ヶ所を作るという事で、最終処分施設もその中に入っていたんだと、ただし、結果的な最終処分施設は作らなかった、という事なのですが、その時点で、いわゆる要注意業者に対して、色んな疑問を持たなかったのかどうか。その辺をお知らせ下さい。

住民： すいません。もう 1 点だけついでにお答えを頂くことですが、許可をする段階で、業者について、あるいは現地についての調査を県ではしないものですか。これも一緒にお願いします。

農林水産部： まず 1 点目でございます。先ほどもご説明致しましたが、許可申請時点では、中間処理施設、最終処分場、浸出水処理施設という事で、許可申請があがってきましたが、事業完了報告書につきましては、2 施設という事でございます。実は私も当時は担当していたものではございませんので、当時担当してい

た関係者から、現在どういう事情なんだ、という事で、聞き取り調査をしている最中で、まだちょっと私自身としては、まだその経緯を詳らかに出来ない、というふうな状況でございます。

それから、許可申請にあたっては、現地調査をするかどうか、というお話でございます。県の方では、農地転用の許可申請があがってきた場合、3,000 m²以上のものについては、現地を確認して、それから事務を進めております。

住民 : この間、新聞に出ていたもの、農地転用の件について、問題を提起したのは私です。さっき言った通り、1町歩以下だと検査するとか、そういうふうにして検査をしてやっているようなわけですが、この目的として、堆肥を作るんだと、そういう事の目的で施設を許可したと、それで堆肥が本当に作られていたのか。また、その作られた堆肥がどうなっているのか、野積みしておく方法で許可したのか、販売までを許可したのかと、だったら販売先の方まで、堆肥として販売されているのかと。そのへんまで、やはり見て許可するべきではなかったのかなと。私はそう思っております。

また、このあいだも言いましたが、あの敷地は27町歩あります。27町歩が乱開発、私から言わせれば乱開発です。その様な状態の中で、何年も経っていても、何の、不思議に思う事が県の職員の方ではなかったのかなと。どの様にして、あれが、27町歩もああいうふうにならぬ、谷が埋められ、なっていたものに対して、何の罰則もなく、ずっと今までなってきたのか、私は不思議でなりません。そのへんをこのあいだ、私は指摘しました。あの不法投棄場所は27町歩という広大な敷地なわけですから、ああいうふうになっていたものに対して、何一つ、県知事の開発許可というものが必要だと思っております。その開発許可のことについても、どの様にして開発許可を与えたのか。そのへんもあわせてお聞きしたいと思っております。

農林水産部 : 農地法の農地転用につきましては、今お話の、例えば、生産されたバーク堆肥を販売目的なのか、どういう目的で作るのかとか。そこらへんまでは、農地転用、農地法上の要件となっていない、という事では。そういう農地を潰して、こういう施設を作ると。それで、あれはいわゆる中間処理場と言いますが、廃棄物の性格も持っているし、堆肥の性格も持っている。そういう法律が二つ三つだぶるものですから、農地法上はそこまでの判断で許可とか、何とか、という事務処理はしていない、という事ではございました。

中澤課長 : 宜しいでしょうか。

まだ質問はあるかと思っておりますが、またそれにつきましては、後ほどお気付きの時にお受けしたいと思っております。まずは、本日のこの勉強会、情報交換会の当初の予定のテーマに入りたいと思っております。そのテーマ毎に県の方から説明をした後に、フリートーキングというか、お互いにどういう事が、あるいはそれについてお答えをしたりと、そういう形で進めていきたいと思っておりますので、宜しくお願いを申し上げたいと思っております。

まず、最初に原状回復基本計画につきまして、県から説明の後に、情報交換、あるいは質問等をお受けしたいと思っております。

宜しく、説明の方お願い致します。

大日向総括主幹 : どうも、おばんでございます。

今年の9月に不法投棄対策チームが出来まして、9月から参りました、大日向でございます。

私の方から、汚染拡散防止対策の事業について、これまでの経緯、これからの計画について説明したいと思います。宜しくお願いします。

これまでの調査結果の概要を説明して参りたいと思います。

1番としまして、廃棄物の状況でございます。

青森県側の廃棄物は、東西方向では事業場の西側から県境まで、更に南北方向では各処理施設から事業場南端までの範囲全体に分布しております。

各種廃棄物は、鉛直方向に何層にも埋積されておまして、廃棄物の量は約67万 m^3 と見積もられております。

廃棄物の種類と致しましては、そこの書いてございます1番から4番。

1番としましては、パーク堆肥。

2番としまして、焼却灰。

3番として、RDF(固形燃料)

4番としまして、汚泥主体の廃棄物。

以上の廃棄物からなっております。

あと岩手県側の廃棄物は、岩手県の資料の方から約15万 m^3 と見積もられておまして、廃棄物の種類と致しましては、そこに書いてございます、1番から8番でございます。廃棄物の全体量は、両県で約82万 m^3 と推定されております。

続きまして、岩盤の状況でございます。前の説明会等でも皆さんご覧になっていると思いますが、表層部はやや透水性、いわゆる水を通しやすい層がございますが、基盤岩は、難透水性岩盤であると確認されております。

3番としまして、水理地質構造でございますが、地下水は、事業場中央部から、南部にかけて形成されている、谷部に集中する構造となっております。

4番のラグーンの地盤という事で、これは下の方の池の方でございますが、そちらの方は、基礎岩盤としては、構造物の基礎として問題はない、そういう結果が出ております。

2番目と致しまして、原状回復の基本計画の概要についてご説明申し上げます。

汚染拡散防止対策の概要と致しまして、この汚染拡散防止対策を速やかに行う、という事を基本方針として進めております。

まず第1番と致しまして、浸出水処理施設関係の工事を先行する。今のラグーンのある位置でございます。ここに浸出水処理施設関係の工事を行います。

2番目と致しまして、浸出水処理施設関係の工事と並行致しまして、地下水に影響のない場内の北東部に集積されております、3万3千 m^3 の堆肥様物の撤去を行います。

それから3番目と致しまして、水処理施設完成までの間、汚染水の拡散防止対策と致しまして、パーク、いわゆる杉の樹皮、それから、炭などを用いた浄化方法を現地で実験し、その結果をもとに、対策工事を実施していきたいと考えております。

4番目と致しまして、浸出水処理施設、それから浸出水貯留池、貯留池の所、今斜線しておりますが、これは池でございます。調整池の完成後、鉛直遮水壁等の土木工事に着手致します。

2番目と致しまして、汚染拡散防止対策工事の工程表と致しまして、14年度は基本設計を、今現在発注しております、14年度の3月までに基本設計。それから、その基本設計の中身につきましては、合同検討委員会の技術部会等で検討して、基本設計を作りまして、15年度4月から9月までに実施設計、詳細設計をしまして、それから15年度から浸出水処理施設の施工に入りたいという計画でございます。ここの浸出水処理施設、それから浸出水貯留池、これと有害物廃棄物の一部撤去、この3万3千 m^3 は15年度から撤去していきたい。これは17年度までに撤去するという計画でございます。

更に、17年度からは、浸出水集排水施設。これはいわゆる鉛直壁で囲みますので、その中にピットと言いまして、井戸に近いものを集水の井戸を作りま

して、そこに地下の浸透水を全部集めます。それで、その水を斜めの、今のある水路沿いにもっていきまして、ラグーンの方の、いわゆる浸出水処理施設の方に導入して処理すると。そういう計画でございます。その後、19年、浸出排水施設と、鉛直壁工につきましては、一応、今の計画で18年度。それからそれ以降に廃棄物の撤去、という事で考えております。

続きまして、概算工事費用でございます。これは15年から18年度までの工事費の概算でございます。水処理施設工といたしまして、浸出水処理施設、それから浸出水調整施設、これは調整池、池でございます。24億1千万、2億2千万で、合計26億3千万。

それから、鉛直壁工でございます。この鉛直壁工につきましては、22億1千万。それから2番目の浸出水集排水施設、いわゆる今のピットでございますが2億6千万。

3番目と致しまして、その他として、雨水調整施設。これはラグーンの現在の位置に雨水の調整施設を作ります。それから処理施設の維持管理費。さらには、工事中のモニタリング等を含めまして、11億9千万。計36億6千万。合計で62億9千万、約63億円となります。

3番目でございます。防止対策の工事概要を各々説明して参ります。

1番目の水処理でございます。浸出水処理施設及び浸出水貯留池の位置でございます。浸出水処理施設は、自然に浸出水が集るラグーンの位置に建設します。浸出水処理施設は、地質調査の結果により、基盤岩が比較的浅い位置に確保できる、ラグーン東西部に設置します。また、貯水池の、浸出水貯留池の容量は約3万 m^3 と考えております。これは、大きさをいきますと、長さ100m、幅70m、深さ5mの約3万 m^3 と考えております。

ラグーン部の北東部半分は、場内から出る表流水を貯留する防災調整池と致したいと考えております。

2番目の浸出水処理施設の処理能力でございます。処理能力を設定するにあたりまして、三戸地域の気象観測所の降雨資料をもとに、近傍の国土交通省の水文水質観測所、手倉森のデータを用いまして、計算致しました。その結果、最大で一応計画の浸出水量は、1日300～350トン/日ですね。それから遮水工が完成後の浸出量は、250トン/日となっております。これらにつきましては、今後岩手県の方の計画と合わせまして、面積が確定された時点では、若干下回ったものが出てくる可能性もございます。現在の計画の段階では、一応、こういうデータになっております。

3番目の浸出水の処理工程の中身にいきますと、まず原水槽、それから凝集沈殿処理、それから生物処理、その次にろ過処理をしまして、更に消毒処理をして流すという形になっております。

続きまして遮水工でございます。鉛直遮水工でございます。手元の方の資料にカラーコピーであると思っておりますが、その赤いラインでこれが鉛直遮水工でございます。設置範囲と致しまして、この範囲につきましては、地形・地質・施工条件、工事中道路を考慮致しまして、範囲を設定致します。設置位置としましては、斜面上部の廃棄物を部分撤去しまして、と言うのは、今現在廃棄物が若干かぶっている部分もございまして、部分撤去いたしまして、施工幅約10メートルを確保できる位置に設置したい。工事中道路を作りまして、それに鉛直遮水工を施工する、そういう形になります。

それから工法の比較でございます。地質調査結果を基にしまして、地質、地形、施工深度、遮水性、耐久性、それから周辺の環境への影響、それから経済性等を考慮しまして、次の5つが代表的でございます。

1番目として、シート工法、それから2番目といたしまして矢板工法、それから3番目としまして連続地中壁工、それから4番目としてソイルセメント固化壁工、それからグラウト工で、こういうものがございます。この中から一応

今の地質の状況を見まして、この中からこの現場に最適なものを設定していくということになります。これらにつきましては技術部会等で検討していただきまして、この中から最適な工法を選んでいく、そういうことになります。

それから2番目として、表面遮水工がございます。表面遮水工というのは、雨水の浸透を抑制することによりまして、汚染された浸出水の量を減らすことができます。その施工については今後検討していきたい。これらにつきましては、いわゆる地形を変えていくものですから、鉛直の遮水壁が出来た時点でこれらのものをセットしたいということになります。

それから4番目でございます。モニタリング計画といたしまして、工事施工中の周辺への影響を把握し、また、工事施工後も影響の有無を確認するために、その1番から3番まで、現状・工事中・工事後の各状況に応じたモニタリングを実施していきます。

それから、最後になりますけども、廃棄物の撤去方針でございます。特別管理産業廃棄物といたしましては、工事中の撤去、これにつきましては特別管理産業廃棄物及び周辺汚染廃棄物約33万 m^3 のうち、地下水に影響のない場内北東部に集積されている堆肥様物3万3千トン平成15年度から17年度までに撤去する。

それから2番目といたしまして、工事施工後の撤去といたしまして、浸出水処理設、鉛直遮水壁が完成し、地下水の汚染の心配がなくなった時点で、残りの特別管理産業廃棄物約29万7千トンを概ね10年間で撤去する。それからその他の廃棄物につきましては、合同検討委員会で決定された方針に従って処理するという計画でございます。

以上でございます。

中澤課長： ありがとうございます。皆様の方から、ただ今、専門的な難しいのもありましたので、フリートークの質問なんですけど、一回にいっぱい質問してしまいますと、私どもの方も何をお答えするかというのがありますので、項目ずつにお尋ねになって、答える。またお尋ねになるという形で進めていくほうが、聞いている方も分かるかなと思いますので、一つずつその点についてお尋ねしていただければと思います。

住民： 各論に入る前に、前書きの部分で若干質問があります。今、説明を受けた中身をよく聞いておりますと、かなり重要な中身になっていきますよね。ですから、これはもうただ単に勉強会というような、そういう生易しい説明の中身になっていないというふうにまず理解をいたします。私の考え方が間違っているのかもしれませんが、それについてまず一つ、なぜこういう重要なことを説明するにあたって、部長さんがお出でにならないのか、このことがまず疑問であります。3月2日に、前佐藤陽子部長さんがお出でになって、その時点でのその説明が住民との間で損をきたすと、こういうことがあったわけであります。交替をしたならしたで、やはり部長さんがお出でになって、その引継ぎが完全になされたのかどうかも住民の前に説明をしてしかるべしと、そういうふうに思います。今日、部長さんがお出でにならないということで、先に監視員をしていたさんが来て、皆さん方から再度その経過等についてお聞きしたいということでしたけれども、本日はお見えになっていないということでもあります。まずそのことについて、部長さんについて言えば、今年の6月2日に、大島代議士がお出でになった際にここにお出でになって、私どもとお会いをして、平場の話ですけれども、今度私が来て説明をしますと、こういう約束をして行っているわけですよ。ですから、住民としては、重要な説明をする際には必ず部長さんが来て、ちゃんと引継ぎを受けましたよと。そういうことでスタートするという、そういうふうには私どもは考えていたわけです。ですから、そのことを

まずお聞きをしたい。

そして、さらに今日皆さん方がお出でになって説明をしたから住民が納得をしましたというような、そういう受け止め方をして欲しくないと。そういうことです。やはり、今日資料を提示をされて、始めて聞く方々もいるわけですし、中身がよく分からないというのが当たり前ですので、私どもとしては聞いておきますということで聞いていく。そういうことですから、まずご理解をいただきたいということでもあります。

まず、部長さんが何故お出でになれないんですかというのをお答えをいただきたいということです。

福永次長： それでは私の方からお答えさせていただきます。部長もこの県境不法投棄の問題につきましては非常に重要な問題だという認識では、我々はもちろんですが、認識は一致しております。それはおっしゃっている中村さんの認識とも一致しているのではないかと思います。ただ、それぞれの説明会なり、こういう情報交換会なりに出席できるか出来ないか、するかしないかということにつきましては、その都度部長自身が内容、あるいはその時のいろんな仕事の関係とかを総合的に見た上で出席をするしないの判断をしております。そういうことで、もし自分が行かないときは我々にきちんと説明するように、また説明をして皆さんから意見があったものについてはきちんと部長の方に伝えるようにということで我々指示を受けて来ております。そういうことで、我々の説明＝部長の説明だというふうに受け止めていただきたいと思います。

また、今、中村さんからお話があった、是非部長に来て欲しいという強いご意見があったということは、我々もちろん帰りまして部長には伝えておきたいと思います。

それから2点目の、今日の説明を受けて納得をしたという受け止め方をしないで欲しいということについては理解をしました。あくまでもこういう基本計画を策定したということで、我々の説明を聞いていただいて、そしてそれに対する疑問なり質問なりをしていただいて、お互いに情報を共有して、これからの対策を進めていきたいという、最初にお話した通りの主旨でございますので、この説明をしたから我々が納得をしたんだということで受け止めてもらっては困るということは十分ご理解して進めていきたいと思います。

以上でございます。

住民： 　あともう一つだけ。何故こういうこと、先ほどのようなことを申しあげたかと言いますと、佐藤陽子部長さんが3月2日に私どもとの話し合いをした後で、住民には理解をいただいた旨の発言を議会でしている、私は傍聴したわけではありませんのでその中身ははっきり言いませんけれども、報道ではそういうふうになっていると。ですから、やはり皆さん方からすれば勉強会も住民説明会も同じ性格のものでしょうから、やはりそのあたりは、ちゃんとした説明会なら説明会という形の中でやっていただきたいという、そういうことでもあります。ただ今回も、出席しようかな、しまいかなと思ったんですけども、町が関わっているものですから、やはり町長さんとの連名での周知文書になっているものですから、私どもは来たわけですけども、やはりちゃんとした形の中で、こういうものはうやむやにして住民からは納得を得たんだと、そういうようなことには絶対ならないようにしていただきたいと、そういうことで申しあげた次第でした。

以上です。

中澤課長： まだ時間がございますので、どうぞ自由に。
マイクを回してください。

住民 : 今の説明がありましたこの遮水壁のことなんですけども、私は横浜の方で大工をしております、この地下 30 メーター、40 メーターぐらいまでは向こうの企業、一流企業の下で働いていまして知っていますけれども、5つの案ですけれども、これ皆水をシャットアウトするという工法にはできませんよ、これは。この工法は連結部分で必ず水が漏れますので、水をシャットアウトするという工法にはダメだと思います。

大日向総括主幹 : その辺の、いわゆるジョイントにつきましては、今いろいろ工法が開発されておまして、完全にシャットアウトできるものと私どもは判断しております。

住民 : この工法は、私は地下 20 メーター、50 メーターぐらいまで仕事をして、入って仕事をしましたけれども、これは皆水が漏れます。水が漏れない工法としては、やっぱりダムを作る粘土層を 3 メーターとか、その深さによって厚さを、粘土を圧縮した方が水をシャットアウト、連結部分もないし、それからシャットアウトできると思います。この案はどうでしょうか。

大日向総括主幹 : 今、示している 5つの方法につきましては、ジョイント部分とかはこれから検討することになります。それと、粘土を積み上げればいいのではないかと。これはいわゆる、多分おっしゃっているのは、いわゆるコア型のダムの話をなさっていると思うんですが、ここは、いわゆる水をシャットアウトするための遮水壁、壁を作るためのものがございます。ですから、今この工法の中から本当に漏らないような形のもの、いわゆる継ぎ手部分の検討とか、そういうのはこれからやっていきますので、それを見ていただきましてまた理解していただければなと、そういうふうに考えておりますが。
以上でございます。

中澤課長 : よろしいですか。
はい、どうぞ。

住民 : まず、この図面を見まして、前から説明を受けていますと、9ヶ所ボーリングをしたんだと、それは間違いありませんね。全体で9ヶ所だったかボーリングしたということは、15個ですか。その中で 27 町歩の敷地を全部把握できて、絶対水が漏れないんだと、そういうことをあなた方は断言できますか。もし、漏れた時のことについてはどういうふうに考えていますか。まずそこから聞きます。

大日向総括主幹 : はい、この件でございますけども、今ご説明しましたいわゆる工程表、2 ページの工程表をご覧になっていただきたいと思っておりますけども、今までは基本計画をやってきたわけです。それで、14 年度の、今の 10 月末ですけども、基本設計を出しました。この中で、いわゆる遮水壁がございます。赤のラインでございます。これを今、大体 20 メーターピッチでボーリングを打っていきます。それで、このラインを全部調べまして、いわゆるこのラインにまたボーリングを打っていきます。それで岩盤線のラインを出します。それで、それによっていわゆる遮水壁の長さとか深さの部分が決まってしまうので、そういったものでさらにボーリング坑が追加になっていくと、そういうことでございます。
以上でございます。

中澤課長： はいどうぞ。

住民： この遮水壁自体、私個人としては意味の無いことをしているとしか思えないんですけども、どの工法を取るにしろ、これを打ち終わった後に除去、この物の除去というのは考えて、それも計画に入っているんでしょうか。

大日向総括主幹： 遮水壁の除去の話でしょうか。

住民： そうです。

大日向総括主幹： それは、いわゆる私どもが今計画している遮水壁、例えばゴミを取った後にも当然ある程度地下に浸透している地下水がございます。それが処理出来るのにさらに 10 年ぐらいかかるのかなと。その辺はこれからの検討になるかと思えますけれども、取水ピットの井戸から地下水を汲み上げて、さらに、いわゆる水の処理をしていくと。そういうふうを考えております。ですから、遮水壁はそのまま残します。

住民： 残すわけですね。未来永劫に。

大日向総括主幹： そうです。

住民： よく分かりました。

住民： 残したらダメでしょう。この工法だと鉄でも何でもさ、腐敗したりするものがあればまたそれが産物になるわけでしょう。

大日向総括主幹： 一応、我々の方としては耐用年数を 30 年を考えております。

住民： 30 年もあったら、それまた全部とりますか。

鎌田参事： それはですね、遮水して、そして撤去するものは撤去する。そしてその時にその撤去した中には、先ほど説明したように地下水、汚染された地下水が残っている。水処理をずっとやっていかなければいけない。で、その後のことは、その時になってみないと、今どうします、こうしますというのは約束できないじゃないですか。これは理解してもらいたいと思います。

住民： 今はできないなんて。

住民： 産物が残らない請求をしているんだから。

住民： それを決めていただくために、技術部会の設置というものを私どもは認めたくて、皆さん方は、都合が悪くなれば技術部会で決定していただきますというふうに逃げるんですけども、それではやはり住民の納得というのは得られないということです。先ほど 29 万 7 千トン除去するというふうにおっしゃいましたか。10 年間で。その 29 万 7 千トンというのは、立法メートルに換算するとどういうことになるんですか。82 万 m³ というものと、トン数との関わりを、ちょっと我々は理解できないわけですけども。量と重さの問題ですよ。

鎌田参事： これは量のことを書いていますから、29 万 7 千 m³ と書いていますから、82

万³のうちの。それではすいません。それは間違いです。m³です。こっちに書いている方が正しい。

中澤課長： 最後のページに、5ページのところの裏側のところに書いてあるんです。

住民： それで、29万7千m³の関係についてですが、いわゆる特別管理産業廃棄物、特管と言われるものが29万7千m³を超えないという、そういうことですか。

鎌田参事： 今の時点で、上の(1)の のところに書いておりますけれども、今の12・13の調査、その結果、いわゆる電気探査、それからボーリング、そういうことからの結果から計算すれば、約33万m³あるだろうと。そしてこの33万のうちの3万3千m³は、3年間で撤去しますよと。そして残りの29万7千m³については、概ね10年間で撤去したいという具合に基本計画で書いているわけです。概ねこのぐらいですけども、33万m³になります。これからまた、先ほど言いました遮水壁のところのボーリングをやります。そのボーリングを数やることによって、この量が変化してくると思います。今の時点で33万m³ということです。

住民： そうしますと、残りがなんぼになるわけですか。

鎌田参事： 34万m³になりますね。

住民： それが残るということだな。

鎌田参事： だから、それについてはまず一番先にしゃべっているのは、我々が言っているのは、特管物は撤去しますよってしゃべっているわけですね。その下の、その他の廃棄物については(2)のところに、合同委員会で決定された方針でいきましょうと。ですから、これだけの時間がかかりますから、その間に十分検討ができるかと思えます。

住民： ちょっと今日の説明で、面積のうちの和平牧場の方が全然入っていないんだけれども、これはどうなっていますか。

私は、和坂の沢の上流部分の汚染の問題を、最初、2回目の説明のときにお話をしましたよね。そのうちの産廃のうちで、和平牧場の方に入っているのはこの平面図に入っていないんだけれど、これは今日の説明では全然考えてないんですか。

初めて現場を視察した時に説明しましたよね。和坂の沢の汚染の、その部分の上流の部分ですよ。

鎌田参事： あの図面の下の方ですね。牧草地の所ですね。

住民： 左の方です。左の和平牧場の分です。それがずっと和坂の源流になるんだけれども、旧水道から新しく水道を取った方の汚染の方も私言ったんだけど、それも何の説明もないし。そっちに入っている産物は全然、二戸の方でも説明が、テレビとか何かの報道で騒いでいますけど、私もこれは騒ぎたいんですよ。説明を聞きたいんです。

鎌田参事： 今、不法投棄の現場というのは先ほどそこに書いてあるように赤い部分ですよ。

住民 : その部分だけが。だから分かっていますけど。それから左の部分は、門から、左。この部分全部。それがこの産廃の方から汚染が流れて、和坂の沢の源流、下の牧草小屋の方とか二戸に行っている、にごりの方になっている沢の方まで汚染されているんですよね。それを私が2回説明会の時に言ったんですよね。それで、その後現場説明で、バスで皆で行った時にも、場所を見て下さいって言いました。で、見ましたよね。その部分の面積が、だからほら、処分場のこの図面の内に入っていないけども。何の調査もボーリングも何もしてないんですか。

鎌田参事 : 13年の電気探査の時に、こっちの方の平原の方の、和平の牧草地のところを5メートル程やったんです。その時には、前に示したように赤い色とか黄色い色になるとかというのがありましたよね。あの時紫の色だったです、そこは。ということは、そこには汚染されたものは、5メートルの地点ですよ、5メートルの地点では汚染されたものは無かったと。今それを、今度は岩手県で地下水が岩手県の方からどういう具合に流れてくるのか。あるいは和平の所の流れがどういう具合に動いて行っているのか。そこに汚染物質が無いのかどうか。それを今調べているわけですよ。

住民 : 調べていても、だからさ、田子町の役場の方だってそうでしょう。何も汚染されていませんと。だって見ればもう汚染されていますよ、沢。産物も入っていますよ。これから二戸のほうでも騒いで、これから出てくると思いますけど。二戸の方でも住民の方が言ったんですよ、この間テレビの説明で見ましたけど。こちらの方もダイコン畑の下とか、和坂の源流の方も調べてくださいって。

中澤課長 : 今の、和坂というのは、ここにはちょっと無いんですが、こっちです。水質調査の という所、今、さんが話をしている所は、定点的に水質の検査はしています。私司会ですから補足説明しかできませんが、そこでは定点的に今水質調査はしているところです。 というところです。

住民 : 新しく水道水を取っている、出ている疑いがあるんですよ。それも調べてくれと私何回も言っていますけども、全然返答がありませんから、よろしくお願ひします。

鎌田参事 : いいですか。これは、今の地点で牧草地の湧水というところで、県の方で年に4回水質検査をやっています。

住民 : 何も出ませんでしょう。それじゃあ、そのそれでは済まないから言っています。ちゃんと調べてくださいって。それから産物も入っています。

鎌田参事 : 産物って。

住民 : だから、産業廃棄物です。

鎌田参事 : この水にですか。

住民 : はい。和平牧場の方に。和坂の上流に。見ますと、上の方にも入っています。今、二戸の方の住民の方が私にも直に会いに来て、私も説明をしていますけども。この間も来ました、二戸の市議員の方と二戸の人が。説明しました。だから、私にも、お宅の方からもちゃんと二戸の方に頼んでいます。私も岩手県の方から青森県に声が届かないから、あなたがまだ青森県側の説明がある時に

よく頼んで下さいって言われました。調べて、汚染の問題。あそこに牧草がある所に池がありますよね。あの水も取りました、検査をしました。あの沢です。あの日、大体、あそこは大体2・3町歩ですか。5町歩ぐらいあると思います、あの右側に。あそこを調べてもらいたいと思います。二戸の市議員の方と保健員でした。あなたからも青森県で説明会がある時によく頼んで下さいと頼まれましたので、調べるようにと。二戸の方もテレビを見ていますと、言っていました、住民の方が。いろいろと産物が入っていますから調べてくれて。二戸の方へ流れている沢も汚染されていますから。要するに、牧草のある所の南側にもう一つ沢があります。溜池もあります。あれから源流が森のほうに行って二戸に流れる。あれを二戸の方で騒いでいるんですよね。岩手県じゃないんですよ。あの部分は、要するに。青森県側なんです。だから岩手県の方に言っても、牧草地内は全部青森県側です。二戸に流れています。

鎌田参事： いろんなことを相談させてください。

住民： むこうとお話をして調べていただきたいと思います。あとで返答をお願いします。すぐは出来ないわけだから、調べてもらって、今度の説明会の時にでも。どういことだったから知らせてもらわなければ。

中澤課長： よろしいですか。その点は今。
それについては調査がどういう方法でどういうことをしなくてはいけないかと、いろいろあるかとは思いますがね。

住民： それから、和坂の沢ですけど、検査をしてもらっているドカンが入っていますよね、ほら、いつも見ている所の沢。あそこの沢の水をパイプでもってラグーンの方へ持って行ってもらいたいんですよ。パイプとか県道のU字溝を使って、そのまま沢の水を止めて、ドカンの、道路、県道の下を止めて、あの水をラグーンの方へ持って行ってもらいたい。なるだけ早く。と言うことは、汚染水が、新しく取っている水道の方に汚染されている疑いがありますので調べてくれて頼んでいても全然返答も無いし。我々は、田子町の人あの水を飲んでいるんですから。

中澤課長： あの水は直接は和坂には入っていない。

住民： 直接はないけども、だから山の高さが全然違うし、だからそこをもっと詳しく調べないと。後で、ほら、住民の健康に害して問題が起きてからではもう遅いと思いますよ。

それからもう一つ、町長さんをお願いしたいんですけども、町長さんもね、今まで、町長さんになってからは何も問題を分かりませんかとか何か、あまりはっきり言いませんけども、議員もしている間、もう何十年もやっていると思いますので、全然分からないという返答は無いと思いますので、もっと研究してね。私は田子町のことはまだ7年目だから分かりませんが、町長さんは議員を何年やっていますか。すいません。

中村町長： 町長になる前、12年間は公的な場からは去っていました。だから62年まで。

住民： 4期目とか5期目って聞いていますけど。だから20年近く議員をやっているんじゃないんですか。

中村町長： やってました。

- 住民 : と言うことは、20年前から状態を全然知らない、分かりませんでは通らないと思いますよね、やっぱり議員、田子町の議員であれば。
それでもう一つお願いしたいのは、住民と田子町の議員を全部呼んで、ここで話し合いをしたいと思う、請求をしたいと思います。よろしくお願いします。
- 中村町長 : そういう問題がまだ提起がされませんでしたし、確かに和平高原の中に堆肥を物質として使われていたのは確かだと思う。
- 住民 : だからもっとね、やっぱり何十年も行政に携わっているんだから、全然分かりません、すみませんでは終わらないと思う。
- 中村町長 : いやいや、分かりませんと責任を転嫁するとか、責任逃れをするわけではありません。
- 住民 : こういう席に町会議員の人是一人も来ませんが、これだってどうして来ないのか。やっぱり議員達とは直接説明会をお願いしたいと思います。議員さん全部を呼んで。出来ませんか。
- 中村町長 : なかなか議会の方まで町長が命令というのはちょっと出来ない。
- 住民 : 議会とか大きな話ではなくて、議員さん呼んで
- 中村町長 : それを町が主催してですか。
- 住民 : 町がじゃなくて、議会で説明しろとかではなくて、そんな大袈裟なのではなくて簡単に、夜でも座談会を開いてくれませんか。
- 中村町長 : 議員の方々に対して。それは皆さん方のご意向がそうであれば、それは要請をして参りたいです。
- 住民 : 住民と議員の親睦会ですよ。
- 中村町長 : 要請をしてまいりたいと思います。要請をしてまいります。ただ、応じるか応じないかは個々の議員の判断になると思います。そこまでは責任はもてません。
- 住民 : 来ないって言ったら、来ないでいいんです。やっぱり何かあるからだと思えますけど。来て話をするのが当たり前だと思います。
- 住民 : 何故こういう話になるかというと、県が、町が関わったと言って逃げるからです。だから、例えば農地の転用の問題にしても、町との協定書がどうのこうのという。だからその協定書があれば、それは承認の条件を満たすのかという、その質問にははっきり答えてはいないわけですし、ですから、やはり許認可の責任というものをもう少し当事者能力を持って、ちゃんと住民に説明をすると、そこで整理がつく問題なんです。ところが、いつまでも県が一切の、何か言い分けみたいな話で逃げるものだから、せっかく本体の事業計画なり基本計画というものが、それに質疑応答する時間が割かれていくわけですよ。ですから、部長がきて、ちゃんと整理をして下さいって言ったのはそういうことなんです。何回もこの問題が出るんです。それは何故かと言うと、例えば

百人委員会の役員会の中で、四十何人いる役員の中で、やっぱり部長が来て釈明をすべきだという、こういうことになっているわけですよ。ですから、県の方で、それは私たちが部長の代理だから、私たちの言うのは部長の話ですという、なるほどそれは県を代表してきているわけですから、部長の代理になるかもしれないけれども、住民としては、前部長が来て、我々との間で相互をきたしたと。その結果、やはり部長が修復すべきだと。分かりやすい話なんですよ。それをしないから、結局、しかも農地問題では町がこうしたから我々がそれを認めただという。そうじゃないでしょう。業者が、優良業者であればいいですけども、優良業者でない業者、いわゆる問題を起こしていた業者が申請をしているその農地転用について、やはり業者についての調査もなく、現地の調査もそこそこにしてという、こういうことだと、やはり何回もこれは繰り返されるわけですよ。皆さん方が悪うございましたというふうになかなか言い辛いと思うけども、いずれこれは検証委員会の場で、ある意味では整理がつく問題かもしれないけれども、それとても県の総務部に事務局をおく検証委員会そのものが果たして公正な判断をするのかどうかと、それに対する県の働きかけがないのかという、こういうことを心配するわけですよ。ですから、皆さん方、もうやはり何回も同じことを繰り返さないで、部長が来ていっぺん整理をする。そしてちゃんとした、いわゆる現状回復の基本計画というものを住民との間で合意する。こういうことが原状回復を早める条件だと思うんですよ。ですから、是非それを検討していただきたい。

中身についてもお伺いしますが、19年以降10年というのは、これはその時になってみなければ分からないという話ですか。10年間というもの、計画の中でスパンをちゃんと出すんですか、計画書を。これは技術部会が出す結論だということですか。19年度以降のいわゆる産廃撤去についての、10年という。

鎌田参事： 29万7千の方ですね。

住民： そう。

鎌田参事： それは10年間で撤去するというので、県の考え方として技術部会、あるいは合同検討委員会に出していきたいと。

住民： いや、2ページ。の方。先ほど説明で、聞き違いかもしれませんが、その時点でなければ分からないという、そういう説明があったと思うので、それは何の説明だったんですか。

鎌田参事： それは、壁が何年持つか、持たないかの話で、30年間は持たせるような壁は作りますという話から、その後のことはどうするんですかという話だったんですよ。それは分かりませんよということだったでしょう。

住民： 遮水壁の話ですか。10年間で完全に危険物を取り去るという、そういうものであったら、遮水壁は10年持てばいいではないですか。ですから、原状回復というものは、異物をそのまま残しておかないで、ちゃんと原状回復したら遮水壁も取り払って、元の自然に戻すと、こういうのが自然回復の法則でしょう。そういうことです。

住民： だから私が粘土層でやればそのまま残っても産物にはならないから説明をしたんですけど。

住民： 遮水壁が残るということは、産業廃棄物が残るということです。30年後は。

- 住民 : 鉄とかコンクリートとか、こういうのは残ってはいけないんですよ。
- 住民 : 永久的な計画をお願いしているんです。30年でいいということは一つも言っていないんです。
- 住民 : 大体がこの遮水壁を作る必要がないと思いますけど。あそこはこういう谷に囲まれていて、作るとすれば私が言っています南側の、和平牧場の汚染だけです。門から西の方に。作るとすれば。あとはだって、谷に囲まれて、山の岩盤が上まであって、谷になって、いやでもおうでも下に来るようになっていきますから。問題は下のラグーンだけだと思いますけど。ラグーンの水が、汚染水が今どこまで浸透しているのか、地下何メートルまで。その汚染水も何十メートルも汚染したら、その土まで全部30メートルも40メートルも取るんですか。あそこは、ラグーンのところに浄化槽を作ると言ってもね、深さが5メートルでしょう。その下に何十メートルって泥が上がっている汚染水が今現在何メートルまで、何十メートルまで浸透しているか分かりませんよね。それを取ってからはなければ、それを作って、またそれを最後に浄化槽を全部コンクリートか何かまた取って配置しなければならないんでしょう。
- 鎌田参事 : はい、まず一つ、今図面が出ていますけども、まずあそこで中に入っている地下水の汚染された水、これは、流れますよね。このまっすぐは行かないということですよ、分かりますよね。だからそこに遮水壁を打って。
- 住民 : 今さら遮水壁をやっても何の意味もないと思います。だって、水が浸透、しみた岩盤に打っても、下にもう既に汚染水が行っているんだから。
- 鎌田参事 : だから、まだ残っているわけですよ、中に。廃棄物がある以上は。だからそれを早く止めなくてはいけないって今まで説明してきましたよね。それで遮水壁を作るんだと。そしてその溜めた水はピットで集めて、そしてそれを水処理施設を作るところに持って来て処理してから流すという具合にしていますよね。
- 住民 : そうじゃなくてね、ラグーンよりもっと下の方に処理施設を作るなら話は分かります。それでラグーンの汚染されたものを全部除いてもらわなければならないわけです。
- 鎌田参事 : ですから、ラグーンのところは、あそこは地盤がゆるい所がありますよね。ですからゆるい所は、あそこは掘って、そしてその土は処理しなくてはならないと思いますよ。
- 住民 : だからそれが何メートルまで今現在汚染されているか分からない。
- 鎌田参事 : 汚染というのはなくて、あそこの所に汚泥が入っていると思うんですよ、裏から流れてきた。その辺はこれから基本設計の中で調査するわけですから。
- 住民 : だってあそこに浄化槽を作るというんでしょう。処理施設をね。ということは、その下まで汚染されているか分からないわけでしょう。
- 鎌田参事 : だからさっき言ったように、さっきの説明の中で、固い所があるから、層の浅い所に固い岩盤が出ている、見えるところがあるから、そっちに処理施設を作りましょうと。こっちの方の柔らかい所には穴を掘って、調整池を作りまし

ようと言っているわけですね。ですから、その調整池を作って、そこに汚い水を溜めて、そして水処理しましょうと。

住民 : 作ってみなければ、場所を選定しなければ分からない

鎌田参事 : ですからそれも、今基本設計をやりますから、それも調査するわけですよ。どこにやるかというのをちゃんと確定するわけですよ。

住民 : 設計図が出来た状態でまた説明してもらえれば分かると思います。

鎌田参事 : そうですね、はい。そうします。

中澤課長 : 他にございますか。またその次もありますので、とりあえずちょっと進めさせていただけたいと思います。

次に、これまでの調査結果、及び汚染水の緊急浄化対策ということで、また県の方からまず説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

鎌田参事 : それでは今までの調査概要とその結果ということで、A3の大きいのが毎度毎度の話で申し訳ないんですけども、今の話もありまして、もう一回整理して、それでどの辺、今、さんが言われたようにどの辺に疑問があるのか。それで我々がどの辺まで応えられるのかということで今日の勉強会を進めていきたいと思っておりました。

復習のためにこれを簡単に説明したいと思います。平成12年度・13年度で、汚染実態調査、あるいは追加調査をやって、13年度には特に高密度の電気探査をやって、汚染物の廃棄物の広がりを見た、場所を見た。そしてその廃棄物のあるところにボーリングを掘って、全部で15本ボーリングして、それでもどういうような状態であるのかということが調査結果の概要になるわけです。また12年度にはどういう汚染防止対策、13年度にはどういうことをしたかということですが、左と右に書いていますが、12年度にはRDFの撤去を2千6百トンやったと。13年度には真ん中の一番汚れているだろうと、いわゆる12年度のボーリング調査の結果、一番、最も汚れているだろうという所の負荷を、環境に対する負荷を出来るだけ少なくしようということで、環境に影響の無い所、北側の所に3万3千トンを移し替えたということをやっております。

しからば、12・13年度の調査結果はどういうことが分かったのかということ、4種類の廃棄物で、量は大体67万トンであると。あそこ全体が、いわゆる揮発性の有機塩素化合物、いわゆるクリーニング屋で使うとか、あるいは精密機械工場で使うとかという有機溶剤、こういうものによって全面的に汚染されているのではないだろうかということでございます。また、先ほどから出ている、いわゆる地下の方には不透水層があって、その下に行かないものですから、そこで水平に拡散して行って、それが周辺に出てくる可能性があるということで、心配して、早く対策を講じなければならないということです。ただ、周辺環境は大体5ヶ所でモニタリングをやってきましたけど、環境基準は概ね満足しているということから、まだ汚染は現場内に留まっていて、その出てきた汚染水は、あくまでも今、田子町の現場で持っている土壌の自然浄化作用によってきれいにされているのではないだろうかという具合に考えられております。またダイオキシンとかそういう高濃度の汚染廃棄物が一部で見つかっておりますので、その辺をどうするか。あるいは電気伝導度が、いわゆる旧水道水源の電気伝導度が上昇傾向であると。これは今、県の方で現場との因果関係、いわ

ゆる相関関係を調査中でございますので、その結果が出れば大体この現場の水がそこまで走っていつているのかどうか。あるいは別の要因で電気伝導度が上がっているのかどうかということが分かるかと思えます。

こういう結果に基づいて、専門家に提言をいただいたわけですけども、その時に囲い込みによる汚染拡散防止対策を講ずること。それから現場からの汚染水処理のための水処理整備を先に行うことということですが、その1番と2番の前提として、現場内の地盤の透水性を十分把握しなければならないと。ただ、上では不透水層があるのではないかとということでありましたけれども、十分透水性を把握しなければいけないと。それから高濃度の廃棄物の量は把握しなさいということでもございましたので、14年度の4月から、原状回復対策調査ということで、水処理施設を作る予定の場所、いわゆるラグーンの所の調査をやって、ボーリング調査をしました。それから地盤の透水性試験ということで、地盤の性状調査、これもボーリング、鉛直斜めボーリングまでして、その状態が大丈夫なのかどうかということを見てきたわけです。それからもう一つは、西南の方だと思えますけれども、ダイオキシンが4,700ピコグラムという高濃度のところがありました。それについての広がりがどうなっているのかと。スポット的なものであるのか、それともその汚染が広がっているのかどうかというものを調べていくということで、その結果、総合評価としては、その水処理施設、先ほど言いましたところの水処理施設の予定地は軟弱地盤が多いと。だから施設の位置をちゃんと検討しながら建設しなければならない。従って、先ほど言ったように、固い所には施設を作る。柔らかい所には掘っていった調整池を作るというような考え方を基本計画の中で示したわけです。

それから、現場の地盤は底面遮水層、いわゆる固いですから、水を通さないということで、底面遮水層として利用可能であると。従って、汚染防水対策としては遮水壁、先ほど5種類の方法を出したわけですけども、その中のなにがしかを使って遮水壁を作ることが効果的である。

それから、ダイオキシンの濃度の結果ですけども、これは基準以下でございましたので、あまり広がってはいないのではないかとことが分かっております。

これらの結果を第2回の合同検討委員会で意見をいただいた結果としては、早急に、いわゆる汚染拡散防止対策を行うべきであるということで、今年度基本計画を策定したわけでございます。今説明させていただきました。9月の補正予算で原状回復の基本設計ということに着手しております。それが終われば、平成15年度からは実施設計、そして直接工事という、先ほどの基本計画に基づいた形で進めていきたいという具合に考えております。

以上がまず調査概要と、その結果でございます。

次に、今現場で第2回の合同検討委員会で委員の方から、遮水壁を作るのはいいけども、3年から4年かかると。その間に汚染水が流れていることが非常に気になるから、その対策を講じるべきではないだろうかという意見がございました。それについては、意見が委員会の中であつたわけですけども、ある委員から、いわゆる樹皮、バークを使えば何か効果があるのではないかと。一番先にあつたのが炭がどうかという話があつたわけですけども、炭よりもバークではないかという話があり、そしてそういうことであれば、というお話をした信州大学の教授に、それでは先生のところで試験をしてみてくださいとバークを送って、信州大学の実験室で試験をしていただいたわけでございます。それが、原水を上から流して、筒みたいなものにバークを詰めて、水を処理と言うか、どういう形で出てくるかということを中心にまず前段の前段と言うんですかね、予備試験的にやってみました。これがその装置ですけども、上に原水がありますけれども、それに水を、現場から持っていった水を入れたわけです。そしてそのパイプを通しながらバークを入れた筒のところに水を入れてい

ったと。これが予備試験なんですけど、その結果として、原水が左側です。そして右側に時間の経過とともに色が落ちていくという、いわゆる段々透明になってくるということで、この時はまだ実験結果とか、あるいは科学的成分とかというものは何もやりませんでした。結局はこういう具合にきれいになるんだったら、意外と何だかんだ取れているんじゃないだろうかとということで、これを今度現場でやればどうなるだろうかとということで、現地試験を行うことにしたわけです。この現地の実験の状況ということですけども、10月の16日から18日にかけて、いわゆる現場の堰堤の補強工事をあそこはやりましたけれども、その補強工事を行った所にちょうど10メートルぐらい水路があります。その水路にパークを敷いて、その水がどういう具合になるかということ、まずフィールドでやってみようじゃないかということで、こういう階段状にしたわけです。ここはちょっと斜面が急で、あまりいい実験場所ではないんですけども、上の方から汚水を流して、そのパークが入っているところを全部通って、そして水がどういう具合になっていくのかということ、これを調べたわけです。次お願いします。上の方からヒューム管が出ていますから、あそこのヒューム管の出ているところに水を流して、そして下の方に通り、またその水が溢れて上から散水されるような形で、どのような水質になるのかということをやってみました。その間には全部パークチップを入れた、網にパークを入れて、それで出来るだけ表面積を大きくするようにして、細かく刻んだパークを入れてやってみております。次お願いします。こういう具合にパークを入れて、そして上のヒューム管からどんどん流していったわけです。通水を始めたのが10月の21日に始めたわけですけども、その結果を、効果を見ることとして10月30日に採水して、今水質の分析を行っているところです。その分析結果が、大分分かるんでしょうけれども、まず現場で見た分だけ、こういうパークなんですけど、これを網に入れて、そして流したと。大体ああいう汚染水を流していけばどうなるだろうということをやっています。さっきの図と同じです。はい。次。こういう具合に、原水が真っ黒でして、その3段目の浄化水、色は取れています。ただ問題はパークの色が出てきているんです。じゃあそのパークの色はどうなんだということで、その科学的に影響があるのか、無いのか。そういうようなことも今水質分析の結果でもっているいろいろ判断していきたいと考えております。

またもう一つは、このパークがどのくらいもつのか。何ヶ月もつのか。あるいは何日もつのか。そういうものもちゃんと覚えていかないと、交替、交換の時期を間違えれば汚いものをそのまま流してしまうということになりますので、そういう意味から言っても交換の時期を見極めないといけません。その為にも、1週間ずつ、今水質の採水を行って、水質検査を行っている状況にあります。これを4週間から8週間行いまして、もし科学的な成分的にきれいになっているというような効果があるようであれば、総合的に評価してあるようであれば、この設置の場所を延長して、2ヶ所にこのパークの浄化装置を付けていきたいと。この部分については、この実験、フィールド実験までは県費でやっております。ところが、この実際にやることにすれば、これは埼玉県の縣南衛生が今管財人が管理している金がありますので、その金でやっていただくという具合に考えております。

もう一つは、ああいう具合にパークの色が出てしまうことがありますので、それじゃあパークの色を取るために、炭はどうなんだろうということで、二戸の方の炭を今実験室の方に送って、その炭の効果も今実験しておりますので、当然これは原水をパークを通して、そしてパークから出てきた水を今度は炭で取ると。いわゆる炭というのは活性炭ですから、臭いとか色とか、そういうものを取る効果はあります。従って、そのやり方によってはその効果が十分期待できるのではないだろうかと具合に考えております。こういうような

ことをしながら、今進めておりますので、その結果として、雪が降る前までにその効果を見ながら、現場で汚染水を出来るだけ少なくしようということを考えております。

以上です。

中澤課長： どうもありがとうございました。それではただ今の説明につきまして、何か皆さんの方からご質問等ございましたら出していただければと思います。

住民： このことだけじゃないんですが、全般のことでちょっとお聞きしたいんですが。前にもし説明されてあったことだったらいらないんですが、環境省の方から、国の方でもこの件について心配されていて、大きい予算を付けていただいたと思うんですけども、今、チームリーダーの説明によると、このパークの件も埼玉県の業者の金を使うというようなお話でしたが、国で付けていただいた予算ですね、あれはどういうふうになっているんでしょうか。

それと、あれはまずこれ全般についての予算だと思うんです。青森県と岩手県との話し合いはどうなっているのか。あれは、この間付けていただいたのは14年分だと思うんですが、今後のことについてはどういうふうな見通しになっているのか。その辺のところを私らにお知らせ願いたいんです。

鎌田参事： 8月1日でしたか、大木大臣が来て、結構力強い言葉をもったんですけども、それで26億円というものを新聞で見たかと思えますけれども、要求しました。これは14年ではなくて、15年度の予算なんですよ。それで15年度の予算で26億円を、補助率2分の1にして要求していますと確か報道があったと思えますけども、最近の情報では財務省が厳しいと。さっき埼玉県の業者の金を使うというのも、一つの、いわゆる措置命令の一つなんですよ、この水を綺麗にするということも。これは本来ならば彼らが全部やらなくてはいけないんですけども、金が無いと。だからやれるところだけまずやって下さいと。国の金というのはこれから決まるんです。これからどういう補助率にして、どういう額にして、どこになんぼと。青森県と岩手県でなんぼずつという具合に決まってくるわけなんです。ですから、今のところ全く決まっていない、いわゆる環境省が財務省に対して要求した額が26億円であって、それがそのまま来るかという非常に難しいという状況にあります。ですから15年度に我々は代執行をやって、工事に入りたいと考えています。出来るだけ早くしなくてはならないわけですから、出来るだけ国の援助というものをお願いしたいということで、今知事を筆頭として国のほうにお願いしている最中です。そういう状況にあります。

中澤課長： よろしいですか。

他に、何かございませんでしょうか。今の説明だけではなくて、先ほどの、冒頭からの説明等につきましても結構でございますけれども、8時半ぐらいまではと、時間的に考えておりましたので。まだ少々時間が残っておりますので。

住民： 青森・岩手県の不法投棄の調査結果の件ですけど、この中で、3番で現場全体において揮発性有機塩素化合物による汚染の確認と出ていますが、これはこの廃棄物の中から、どれから出たと考えられるんですか。パーク堆肥、焼却灰主体の廃棄物とか、固形燃料、汚泥と4つあるんですけど、この中での原因というのは、これはまだ分かっていないんですかね。

それからもう一つが、次の5番で、環境基準を概ね満足とかと出ていますけど、満足とはどういうわけですか、これ。それからあとは続けていきますよ。

鎌田参事： まず一つ。揮発性有機塩素、これは業者からの聞き取り、原因者からの聞き取りであれば、中間処理施設のところに有機溶剤を混ぜて、そしてその混ぜた堆肥溶剤をあちこちに埋めたということですから、それが原因じゃないだろうかという具合に考えています。下の方に行かないで横に走っていくというのは、揮発性ですから上にも行くし、横にも行くだらうという具合に考えております。それから概ね満足というのは、水質の検査の結果、窒素が 10 という基準、水質の硝酸性窒素や亜硝酸性窒素という項目があるんですよ。それが 10 というところが、10 になったり 11 になったりしているわけです。ですから、大体概ね、他のところは一つも無いんですから、そここのところだけで概ね満足しているという言葉を使ったんです。

中澤課長： よろしければ次をどうぞ。

住民： それから、この中で特別管理産業廃棄物となっていますが、この特別管理廃棄物は、これは廃棄物の中でどれをさすわけですか。29 万 7 千立方、これを撤去するというのは。

鎌田参事： 分かりました。特別管理産業廃棄物というのは、もう決まっているんですよ。規定が、この中でどれがどれと言うんじゃないで、その基準があって、それ以上の基準をオーバーしたものは特別管理産業廃棄物ですよって決まっているんですよ。ですから、その基準をオーバーしたものが特管物だと我々がしゃべっているわけです。

住民： そうすれば、この廃棄物の中でどれが、それがあたるんですか。この 4 つの中で。今考えられていることは。

鎌田参事： 一番考えられるのは堆肥じゃないかと思っています。あれが有機塩素化合物が高いところがいっぱいありました。ジクロロメタンとかという分解物があって、高いところがあったので、そういうところはいっぱいあちこち見つかったので、そういうのを引っ張って結んでいくと大体そういう量が 33 万立米ぐらいになるということです。

住民： はい、分かりました。そうすれば、これは 4 つの中で、撤去するということは、この堆肥と、あとは残るといふふうに理解していいんですか。

鎌田参事： 堆肥から有機塩素化合物が流れ出ていて、その中で例えば R D F であり、あるいは汚泥であり、それから焼却灰であり、そっちの方に流れていって、そこでまた溜まって、その溶剤が高くなっていけば、それもまた特管物になりますから撤去しなくてははいけないと。それからもう一つは、ダイオキシンが高いところがありました。あれは焼却灰です。いわゆる燃え殻にダイオキシンが入っていたということですから。その中で概ねどれかと言ったら堆肥じゃないかと言うんですけれども、ですからこれからどの部分、どの部分ということは特定していかなくてははいけないわけです。

住民： そうすれば、今の説明を聞くと、汚染が広がっていたのは撤去するということでしょうか。そうすれば、私から言わせれば 4 つ全部取り除かなければならないんじゃないですか。

鎌田参事： ですから、その中で基準を超えているものはまず取りましょうということです。

住民 : そうすれば、我々がお願いしている要望通り、全部撤去した方が一番簡単ですよ。選んでやらなくてもいいですよ。実物をどけて撤去して。そうすれば遮水壁もいらないし、遮水壁も終わってからこれもこれは産業廃棄物に値するんじゃないですか。

鎌田参事 : 遮水壁は、やっぱり撤去するために、前にも、ちょっと何回もしゃべるんですけども、撤去する時に重機が入りますよね。そして掻き混ぜます。そうすると中の汚染水がどんどん出てしまうんです。ですからそれを止めようということで、まずそれを止めるということでまず壁を作りましょう。それから危険なものから順次出していきましょう、撤去しましょうとしゃべっているわけですね。ですから遮水壁が無ければ、撤去だけしてしまえば、どんどん流れてきます。そうするとラグーンの所だけではなくて、皆さん心配している水源の所、あるいは我々が今モニタリングしている5ヶ所、全部の所が汚染されてしまいます。だから、それがダメだから、それはやってはいけないと、だから早く壁を作って止めましょうとしゃべっているわけですね。

住民 : それは分かります。私が前から県の方をお願いしていることは、何も遮水壁を設けるといことは一つも反対していません。始めからやって下さいってことは3月2日の部長さんが来た時お願いしました。それをやって残すのではなくて、それを第一にやって、後は撤去をお願いしたはずなんですよ。地元の要望として。それはほとんど半分聞いてもらって、聞いてもらえないような状態ですので。今の説明を聞けば、私から言わせれば全部撤去した方が全てが解決すると、実験もいらないし、何もいらないし、撤去するということで話を進めた方が一番早いのではないかなと思うんですけどね。あれは残す、これは取るなんて、まず好きなものは食う、好きではないものは食わないみたいな感じで、これだとちょっと、私はこの件についてはあまり認めたくありません。やっぱりあくまでも撤去を前提とした検討をお願いしたいと思います。

住民 : 関連で言います。先ほど遮水壁が30年もつというふうに関き直ったんですけども、30年ももつ必要が無いというのは我々の言い分だったわけです。それはそんなにかからないで、全量撤去をすれば、例えば10年か15年もてばいいと。豊島は遮水壁を設けているそうですけれども、10年程度と。それでも15年はもちますよと、現地の方々がそういう説明をしています。ですから、電話で我々照会をするんですが、長いことかけて、その中でいつでもお出で下さいと。フェリーから降りると私たちが待っていますからと。それで何とかその現地を見て来て、そしてそれを参考にして、さらに県の方にもお願いをしたいと、このように考えているわけですけども、どうして、いわゆる豊島のやっているやり方というものが参考にならないんでしょうかなと。そういう感じを受けるんですが、そのことについてはどのようにお考えですか。

それともう1点。この遮水壁と水処理に62億9千万かかるという、そういう計画ですよ。先ほどのうちの方の質問で、26億円というものの出し方についても、かなり危ないというような言い方をされていて、この62億9千万というものは、そうしますとどういう理解をすればいいわけですか。この後に、残るものもあるという話になってきますと、かなり悲観的な、住民としては悲観的な見方をせざるを得ないと、こういうことですが、この26億9千万というものと、いわゆる日本の、日本国の財政事情と言いますが、そういうものとの関連を分かるように一つ説明して下さい。

鎌田参事 : まず最初に、豊島を参考にしないのかということですけど、豊島の具体的に

どういふところを参考にするのかということが一つあるんですけども、我々も職員を派遣して、去年、一昨年ですが行って来ました。そしていろんなものを見て来て、住民の方とも話をしてきています。ですから、そういうものを見ながら、あるいは他の不法投棄の現場、例えば福島県のいわき市とか、三重県の桑名市とか、そういうような不法投棄の現場を見ながらいろんな形態、あるいは不法投棄の種類、そういうようなものを参考にしながら、そしてこういうことをまとめてきたつもりでいます。

それからもう一つの、今 26 億円と国の財政事情ということの関係をどう考えるか。ちょっと質問の意味がちょっと分からないんですけど。

住民 : いや、26 億円というものが 15 年度の、単年度でしょうけれども要求をしたと。まあ全額認められるかどうか分からないという、そういう事情ですよ。しかもそれは県境、いわゆる岩手県も含めた一体のものとしてその予算が出てくるわけでしょう。そうなれば、青森県の使えるお金というものが、例えば補助率を 2 分の 1 で、その半分が県が出すという話になっていくわけでしょう。そういう形の中で、この 62 億円そのものも危ぶまれる状況ではないですかということなんですよ。できないんじゃないかという話。平たくなくてもその通り。

鎌田参事 : いや、これは絶対やらなくては行けないと我々は考えていますから、ですからお金がどうつこうが、どうしようが、期間はどうなるか分かりませんが、これは絶対やらなければならぬ遮水壁であると、それから水処理施設であると、そこから全てが始まるんだという具合に考えていますから、それをやりたいと思っています。

住民 : この予算の関係ですけども、この廃棄物の撤去方針の 1 と 2 の関わりの中ではどういう説明になっていくんですか。
最後のページの 5 番のところの、廃棄物の撤去方針の中に、工事中の撤去、あるいは工事施工後の撤去という、そういうものがあるんですが、この長いスパンの中で、この 62 億 9 千万というのは、どういう使われ方をするわけですか。

鎌田参事 : あのう、62 億 9 千万というのは、これは遮水壁と水処理施設を作るための事業費なんですよ。そしてこっちの 5 番の撤去費用については、まずその処理方針、あるいは処理する相手、処理の仕方というのは、委員会でも言いましたけれども、技術部会で検討していただいて、どういうようなやり方がいいのか、種類によって違うでしょうということで決まればその事業費が出てくるんじゃないだろうかという具合に考えていますから、その額、こっちとこっちはちょっと違いますから。

住民 : 私たちがこだわるのは、やはりその遮水壁で終わられるのではないかと、そういうことでここにこだわるわけですよ。ここに 62 億 9 千万円を使ってしまっ、もう無いよと。そういうことが絶対無いということは無いわけですよ。これをどう担保しますかという。

鎌田参事 : 基本計画で、こういう具合に合同検討委員会でも 3 年間で 3 万 3 千トン撤去します、あるいは基本計画の中に 10 年間で 29 万 7 千 m³ を撤去するというような方針でいくという具合に、ここに明記しているわけですよ。それで皆さんにお示ししたわけです。ですから、遮水壁で終わるんじゃなくて、少なくとも特管物から撤去を始めましょうと、岩手県とも合意に達しているわけです。

そういう流れで今進んでいます。ですから、ステップを踏んでやっていますので、まずは水処理施設を作って、遮水壁を回して、その間に出来ることは何だと言ったら北側の方の、あそこは取っても影響が無いから取りましょう。そして壁が出来たら今度は残っている特管から撤去を始めましょうというような順序、ステップを踏みながら説明をしてきているし、そういうやり方をしましょう、そういう方針で行きますよという具合に今日はペーパーを示したわけです。ですからこのペーパーを信じていただきたいと。それしか無いです。

住民 : 現状では、まずこの汚れた物質がどこかで処理されると思うんですが、

鎌田参事 : 今、ここの部分、例えば 82 万なり 60 万なりやるのは一向に構いません。あります。ただ時間がかかります。と言うことは、1 日の処理能力というのはその施設によって決まっているわけですね。青森県で一番今大きい焼却施設、焼却溶融炉というやつが 450 トンなんですよ、1 日に、24 時間稼働で。ただそれはその他のものを燃していますから、これだけを持っていくわけにはいかないですね。そうすると、その事業所では何トン処理できるのか。あるいは、例えば岩手県で処理工場があれば岩手県で何トンできるのか。秋田県であれば秋田県で何トンできるのか。そういうものも全部入れて、そして処理するという事は可能ですし、ただ可能だけれども時間がかかると。お金の問題もあるし、相手の処理する能力、300 トンしかないのに 400 トン持って行っても処理出来ないわけです。そういう能力がありますが、それと今対比しながら、比べながら、それから値段を交渉しながら、それじゃあこの撤去費用がなんぼかかるんだろうという具合に決めていきたいと考えていますから。

住民 : そして処理するわけだと思うんですが、現状で、県の方で今試算しているかしていないか分かりませんが、今のご説明のようにしたら、今の特管物を処理するには何十年ぐらいかかりそうですか。

鎌田参事 : 正直言って、今この 29 万 7 千トンを大体 10 年ぐらいでやろうと。と言うことは年間 3 万トンです。3 万 m³ですね。このぐらいは出来るんじゃないだろうか。そうすると、それでも 3 万 m³ というと、大体 300 日稼働として 100 トンぐらいですよ、1 日。ここから撤去されるのが。そうするとダンプカーが大体 15 台ぐらいになるんじゃないだろうか。そうすると、それ以上持っていく場合、20 台、30 台、100 台になってしまうと、今度ダンプカーの騒音とか、あるいは被害が出てきますから、住民生活のいわゆる騒音・振動・粉じん、そういうものも出てきますので、やはりあそこの道路に適正な台数の処理をするということも考えていかなければいけないわけですよ。ですから、そういう意味でいけば大体 1 日 15 台ぐらいが限度ではないのかなと。あるいはそういうところを探していかなければいけないという具合に考えています。

住民 : これでは時代遅れだ。

中澤課長 : 何かありますでしょうか。

住民 : これじゃああり過ぎる。現場にプラントを作る計画にしてもらった方がよっぽどまだ話になると思いますけど。何百億とかではなくて。

中澤課長 : ごそごそ言ってもお答えしてくれませんので。

住民 : 私が生きている間にそれでは話になりませんので。私が生きている間に処分

してもらいたいと願っているんですけども。そのためには、それではとても。だから現場にプラントをその1日、おそらくせいぜい15年以内に処理出来るような施設を現場に作った方が安上がりだし、住民のためになると思いますけど。これは私だけではなくて、他の人も考えている人もいますよね。

鎌田参事： 例えば。

住民： 日本一のプラントを作ってくれという人が何人もいますけど。

鎌田参事： そういう話を前にもございました。その時に整理したのが、まずその施設を作るために何をしなくてはいけないかという、いわゆる環境影響評価というものをやらなくてはいけないわけです。それから周辺住民の同意も取らなくてはいけないです。そうすると、その環境影響評価をやるだけで大体3年ぐらいかかります。そしていろいろな諸手続きをしていかななくてはいけない。産業廃棄物の処理施設ですから、これは民間業者がやらなくてはいけないわけですね。どこかのプラント会社がやらなくてはいけない。そういうところも探さなくてはいけない。PFIでもいいんですけども、そういうものもやらなくてはいけない。そうすると、炉が出来るまでに最低5年はかかるでしょう。そうすると、その5年のいろんな事務手続きが終わって、建設に対してそれでは何年かかるかと。大きければ大きいほどやっぱり時間がかかりますよね。そういうものを諸々やっていく間に、そのままにしておくんですかということなわけです。それよりもだったら。

住民： 最終が何年かかるか、30年かかるか50年かかるか、そのまま置かれたら。その意味からいけば仕方のないことじゃないですか。

鎌田参事： 今、我々ここに基本計画で示したのは。

住民： 計画だから今のは。何年かかっても、その場合は何年かかって最終処分ができるか。

鎌田参事： だからそれは、確か委員会の方に出した13年度の報告書の中で比較しております。何年かかるかというのが書いていますので、それを見ていただければ分かるかと思います。それを参考にして、私の今の話も参考にしていただきたいと思います。

住民： ずーと話を聞いてきたんですけども、結局思うことは、住民が要求しているレベルと県の側がやりたがっているレベルが全く段違いの差があるということがはっきりしたわけですね。我々はもう絶対全量を何とかやってもらいたい。ところが県は、自分達はそういう力はないんだと。金も力もないと。色男でもない。だからいつまでたっても、こういう話をしても埒があかないですよ。一生懸命説明をしてくれるのはありがたいし、それは聞きますけども、我々が求めているレベルはもっと高いんですよ。そんなものでは済まないですよ。以上です。

中澤課長： 他にございませんか。

住民： 豊島のこと、十分参考にしてますというお話でしたけども、結構なことだと思います。ただ一つ、最終的に香川県知事が住民に謝罪をしてますよね。これもするつもりですか。それは裁判でなければならぬって開き直るんですか。

はっきり言えば、そういうことですよ。

福永次長： どういう主旨でおっしゃっているかがよく分かりませんが、豊島のほうには豊島の方の事情があって、いろんな経緯があってそういうことになったというふうに理解しているというお答えだけさせていただきます。

住民： 分かりました。最後の最後まで、香川県知事さんも謝罪をしなかったわけでしょうけれども、それは中身が違うというのかもしれないけれども、多かれ少なかれ、不法投棄というものが処理されないまま、丸投げをされたという、野焼きをしたかしないかは別として、丸投げをしたというそういう部分では共通点があるわけですね。ですから、やはりそれはやっぱり最後に、最後まで監督責任というものがあるんだという、こういうことなわけですよ。ですから、知事に謝れとか何とかという、そういう話では元々ないんですけども、皆さん方のところで、例えば環境大臣がここに見えられて、いわゆる作為の責任がありますよと。そういう旨の言い方をしているわけです。その大臣にあそこまで言わせておいて、皆さん方は、いやそれはこういう事情で、私たちは責任はないんですよというふうにやっぱり言い張るのかということがどうしても庶民レベルでは理解が出来ないということがありますので、その豊島の問題を出しました。
以上です。

中澤課長： 今の話につきましては、この場ですぐ何が出来るかというのは出てこないかと思しますので、いずれ、本日につきましては予定の時間を若干ちょっとオーバーしております。そういう中で、こういう情報交換会につきましては、県の方もまたこういう機会を作っていただけるのではないかなというふうに考えております。そういうことにつきまして、次回、いつどういうふうに関催するかということにつきましては、町、あるいは百人委員会の方とも相談して協議しながら、県の方でやっていただくということで、とりあえず今晚につきましてはこの場を持って閉会をしたいと思っております。
どうも長い時間ありがとうございました。